

274

令和 7年 12月 11 日

奈良県知事 殿

奈良県五條市五條2丁目313番地1 へ

医療法人 水本整形外科 へ

理事長 水本 茂



決 算 届

令和 6年10月 1日から 令和 7年 9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。



添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 水本整形外科 ✓
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり) ✓
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 ✓
- (2) 事務所の所在地 奈良県五條市五條2丁目3 1 3番地1 ✓
- (3) 設立認可年月日 平成12年 8月17日 ✓
- (4) 設立登記年月日 平成12年 8月24日 ✓

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 水本整形外科 ✓	2911401111 ✓	奈良県五條市五條 2丁目313番地1	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 6年11月18日 令和 5年度決算の決定
- 令和 7年 1月31日 令和 7年度理事1名死亡退任による理事補充の可否の件
- 令和 7年 3月15日 令和 7年度理事1名死亡退職による退職金支給の決定
- 令和 7年 9月30日 令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

医療法人 水本整形外科

奈良県五條市五條2丁目313番地1

※医療法人整理番号

274

財 産 目 録

(令和 7 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	88,048 千円	✓
2. 負 債 額	39,203 千円	✓
3. 純 資 産 額	48,845 千円	✓

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	60,807 ✓
B 固 定 資 産	27,241 ✓
C 資 産 合 計 (A + B)	88,048 ✓
D 負 債 合 計	39,203 ✓
E 純 資 産 (C - D)	48,845 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

医療法人 水本整形外科

奈良県五條市五條2丁目313番地1

※医療法人整理番号

274

貸 借 対 照 表

(令和 7年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	60,807	I 流 動 負 債	1,819
II 固 定 資 産	27,241	II 固 定 負 債	37,384
1 有 形 固 定 資 産	2,840	負 債 合 計	39,203
2 無 形 固 定 資 産	663	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	23,738	科 目	金 額
		I 資 本 金	9,500
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	39,345
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	48,845
資 産 合 計	88,048	負 債 ・ 純 資 産 合 計	88,048

様式 4 - 2

医療法人 水本整形外科

奈良県五條市五條2丁目313番地1

※医療法人整理番号 274

損 益 計 算 書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	64,866
2 事業費用	65,429
本来業務事業損失	(563)
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	(563)
II 事業外収益	669
III 事業外費用	0
経常利益	106
IV 特別利益	53
V 特別損失	4,300
税引前当期純損失	(4,141)
法人税等	71
当期純損失	(4,212)

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 水本整形外科
理事長 水本 茂 殿

私は、医療法人水本整形外科の令和 6 会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 1 1 月 1 5 日

医療法人 水本整形外科

監事 松谷 雅子

